

# 利用者のために

## I 2018年漁業センサスの概要

### 1 調査の目的

2018年漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

### 2 根拠法規

2018年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第5条第2項第1号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づき基幹統計調査として実施した。

### 3 調査体系

調査の種類		調査の系統
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省－都道府県－市区町村 －統計調査員－調査対象
	海面漁業地域調査	農林水産省－地方組織－調査対象
内水面漁業調査	<u>内水面漁業経営体調査</u>	農林水産省－地方組織－統計調査員 －調査対象 農林水産省－地方組織－調査対象
	<u>内水面漁業地域調査</u>	農林水産省－地方組織－調査対象
流通加工調査	魚市場調査	農林水産省－地方組織－調査対象
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省－地方組織－統計調査員 －調査対象

### 4 調査の対象

#### (1) 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で地域における漁業生産上重要なものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面に

において養殖の事業を営む漁業経営体。

(2) 内水面漁業地域調査

水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）（以下「水協法」という。）第 18 条第 2 項に規定する内水面組合。

## 5 調査事項

(1) 内水面漁業経営体調査

ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

イ 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

(2) 内水面漁業地域調査

ア 組合員数

イ 生産条件

ウ 活性化の取組

## 6 調査期日

平成 30 年 11 月 1 日現在で実施した。

## 7 調査方法

(1) 内水面漁業経営体調査

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

さらに、特別の事情があるときは、調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送、オンライン又は職員により回収する自計調査の方法も可能とした。

(2) 内水面漁業地域調査

調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

## 8 集計方法

(1) 集計の実施系統

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部において行った。

(2) 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。有効回答数については以下のとおり。

単位：調査票

区 分	調査票配布数	有効回答数
内水面漁業調査		
内水面漁業経営体調査	4,822	4,772
内水面漁業地域調査	1,060	1,060

注：1 「調査票配布数」とは、2013年漁業センサス客体名簿を基に、行政記録情報の活用及び地方自治体、漁協等の関係機関からの聞き取りによる補正や、統計調査員の判定の結果、調査票の配布対象となった調査対象に配布した調査票の数である。

2 「有効回答数」とは、「調査票配布数」のうち、適正に回答された調査票が回収できた数及び回答必須項目に一部未記入が残る調査票であって、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。

## 9 目標精度

本調査は全数調査のため、目標精度は設定していない。

## II 利用上の注意

### 1 報告書の構成

本報告書は、2018年漁業センサスのうち、内水面漁業経営体調査及び内水面漁業地域調査結果から、内水面漁業に関する統計を取りまとめたものである。

なお、内水面漁業経営体調査結果については、内水面養殖業及び湖沼漁業に分けて取りまとめた。

### 2 用語等の解説

#### (1) 内水面漁業経営体調査

内水面漁業	内水面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海は除く。以下同じ。）において営む漁業をいう。
過去1年間	平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間
内水面漁業経営体	湖沼漁業経営体及び養殖業経営体をいう。
湖沼漁業経営体	過去1年間に共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼において水産動植物の採捕の事業又は養殖の事業を、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所をいう。
養殖業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用又は放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社を含む。
漁業協同組合	水協法に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生

	産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
そ の 他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
漁 業 種 類	湖沼漁業経営体が行った以下の漁業種類（11種類）をいう。 ① 網漁業（5種類）：底びき網・船びき網、刺網、定置網、投網、その他の網漁業 ② その他の漁業（4種類）：釣・はえ縄、採貝・採藻、籠類、その他の漁業 ③ 養殖業（2種類）：魚類養殖、その他の養殖
販売金額1位の漁業種類	過去1年間に行った全ての漁業種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ漁業種類	過去1年間に行った全ての漁業種類をいう。
養 殖 種 類	内水面養殖業経営体が行った以下の養殖種類（16種類）をいう。 ① 食 用（9種類）：にじます、その他ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、すっぽん、海水魚種（ひらめ等）、その他 ② 種苗用（4種類）：ます類、あゆ、こい、その他 ③ 観賞用（2種類）：錦ごい、その他 ④ 真 珠（1種類）：真珠
販売金額1位の養殖種類	過去1年間に行った全ての養殖種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ養殖種類	過去1年間に行った全ての養殖種類をいう。
経 営 体 階 層	「主とする漁業種類」、「過去1年間に使用した漁船の種類」、「使用した動力漁船の合計トン数」により分類した階層（10階層）をいう。
湖沼漁業の湖上作業	湖沼漁業において湖上等で行う以下の作業をいう。 ① 漁船漁業では、漁船の航行、漁労等の作業。 ② 定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁労、その他湖上における全ての作業及び岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）。

	<p>③ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、その他湖上における全ての漁労作業及び陸上の引き子の作業。</p> <p>④ 船を使用しない採貝・採藻、潜水して貝等を採る作業。</p> <p>⑤ 養殖業では、養殖場への往復、いかだやいけす等の養殖施設の張り立て及び取り外し、採苗、養殖場の見回り、収獲物の採取等湖上における全ての作業（真珠養殖の施術作業、貝掃除作業、貝のむき身作業のみに従事する場合を除く。）。</p>
湖沼漁業の湖上作業従事者	満15歳以上で、日数にかかわらず過去1年間に湖沼漁業の湖上作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。
養殖方法 池中養殖	<p>養殖を目的として造られた人工の養殖池を使用して養殖を行うものをいう。</p> <p>なお、ため池、水田等を使用した場合でも、それ本来の目的ではなく、養殖を目的として使用した場合は池中養殖とした。</p>
止水式	<p>止水面で、水作り（プランクトンを適量発生させ、水の状況を良好にすること）によって養殖を行うものをいう。</p> <p>なお、溶存酸素を適量に保つため、動水機、その他の酸素混入機による水の流動のあるもの及び水質悪化を防止するための地下水あるいは河川水を注入しているものを含めた。</p>
流水式	常時新しい水の流入、使用水の一部排出を行うことにより、魚の成育環境を良好にして養殖を行うものをいう。
循環式	使用水を循環ろ過して有害物質を取り除き養殖に使用可能な水質にまで浄化のうえ、再利用しながら養殖を行うものをいう。
ため池養殖	かんがい用、貯水用等養殖以外の目的に使用されている水面を利用して養殖を行うものをいう。
網いけす養殖	湖沼、池、河川等の広い水面の一部に設置した網いけすで養殖するものをいう。
その他の養殖	上記以外のものをいう。
養殖作業	養殖業における、給餌（調餌を含む。）、選別、取揚げ、養殖池の管理、養殖施設の設置作業、その他の養殖経営に必要な作業（湖沼漁

	業における養殖業の作業も含む。 ) 。
養殖業従事者	満15歳以上で、日数にかかわらず過去1年間に養殖作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。
新規就業者	個人経営体のうち、過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。
世帯員	個人経営体において、生活の根拠がその家にある者で、①住居と生計を共にしている者（血縁又は姻戚関係にない者も含む。）、②漁船に乗り組んでいる者、出稼ぎ者、遊学者、療養者等で平成30年11月1日時点で家を離れている者のうち不在期間が1年未満の者、③家族同様に住んでいる雇い人で、1年以上経過した者又は経過する見込みのある者をいう。 なお、同居人、下宿人等のように生計を別にしている者は含めない。
保有漁船	過去1年間に使用した漁船のうち、平成30年11月1日時点で漁業経営体が管理運営している漁船をいう（他から借りている漁船は含め、他に貸している漁船は含まない。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
個人経営体の専業分類	
専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみの場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収

	入の合計よりも大きかった場合をいう。
第 2 種 兼 業	個人経営体（世帯）として、過去 1 年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
世 代 構 成 別	
一世代個人経営	漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。
二世帯個人経営	一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。
三世帯等個人経営	三世帯等個人経営とは、一世代個人経営及び二世帯個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。
自家漁業の後継者	満15歳以上で過去 1 年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の者をいう。
養 殖 池 数	<p>養殖業に使用した養殖池（養成池、稚魚池、収穫時の補助池等であり、水質浄化用の沈殿池やろ過池等は含まない。）の数をいう。</p> <p>なお、コンクリート等の固定物で仕切られた区画については、それぞれを池数として数える（漁網等の取り外しが可能な仕切りは含めない。）。</p> <p>また、網いけす養殖の場合はいけすの数、真珠養殖の場合は区画漁業権の数を養殖池数とする。</p>
養 殖 面 積	<p>養殖池の面積をいう。</p> <p>なお、網いけす養殖の場合はいけすで囲った水面の面積、真珠養殖の場合は養殖施設の設置された区画の面積をいう。</p>
漁 獲 物 販 売 金 額	<p>過去 1 年間に湖沼漁業の漁獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。なお、湖沼における養殖の収穫物を含む。</p> <p>なお、平均販売金額は、各販売金額規模階層の中位数に、それぞれの漁業経営体数を乗じ（1,000万円以上の階層は当該階層の漁業経営体の実額を積み上げ）、全階層の合計を漁業経営体数で除して算出したものである。</p>
収 獲 物 販 売 金 額	過去 1 年間に内水面養殖業の収穫物を販売した合計金額（消費税を含む。）をいう。「販売なし」には、収穫物の販売金額の調査項目に

回答を得られなかった経営体を含む。

なお、平均販売金額は、各販売金額規模階層の中位数に、それぞれの漁業経営体数を乗じ（1億円以上の階層は当該階層の漁業経営体の実額を積み上げ）、全階層の合計を漁業経営体数で除して算出したものである。

## (2) 内水面漁業地域調査

内水面漁業地域	内水面において漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域をいう。
過去1年間	平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間
漁場環境改善への取組	内水面組合において過去1年間に行われた、水産資源の回復・増殖、生息環境の整備などの取組。
遊漁承認証	内水面における漁業権の公共的な性格から、共同漁業権の権利者たる組合が、遊漁規則を定め、遊漁者に対し発行する承認証をいう。
遊漁者への啓発・普及活動の取組	過去1年間に内水面組合において実施した遊漁者等に対する水産資源保護や遊漁マナー等の啓発や普及に向けた取組。
都市との交流活動の取組	過去1年間に内水面組合が実施した、漁村地域以外から訪れる人へ漁業や水産物への理解を深めてもらうための体験活動などの取組。
漁業体験	地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。
魚食普及活動	水産物の消費拡大（栄養特性や健康食品としてのPRを含む。）と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。

## 3 表章記号

統計表中に使用した記号は以下のとおりである。

「－」： 事実のないもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

#### 4 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

#### 5 ホームページ掲載案内

各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果は、分野別分類「水産業」の「漁業センサス」で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyocen/> 】

### Ⅲ 2018年漁業センサス（内水面漁業調査）の主な改正点

2018年漁業センサスの実施に当たっては、水産業の情勢の変化等を踏まえ、次の変更を行った。

- 1 個人経営体において経営主以外の漁業に従事した世帯員が当該経営体の経営方針の決定に関わっているかどうかを新たに把握した。
- 2 漁獲・収獲した魚種について、水産動物類の「あみ類」を「その他の水産動物類」に含めて把握した。
- 3 漁業経営体における漁獲物・収獲物の販売金額について、最上位階層（湖沼漁業1,000万円以上、養殖業1億円以上）に該当する場合に新たに実額を把握した。
- 4 以下の調査項目は削除した。
  - (1) 個人経営体における兼業の状況
  - (2) 民宿の利用者数

### Ⅳ 報告書の刊行一覧

漁業センサスに関する報告書は、次のとおりである。

2018年漁業センサス総括編

第1巻 海面漁業に関する統計（全国・大海区編）

第2巻 海面漁業に関する統計（都道府県編）

第3巻 海面漁業に関する統計（市区町村編）

第4巻 海面漁業に関する統計（漁業地区編）

第1分冊 北海道・東北・北陸

第2分冊 関東・東海・近畿

第3分冊 中国・四国

第4分冊 九州・沖縄

第5巻 海面漁業の構造変化に関する統計

第6巻 海面漁業の団体経営体に関する統計

第7巻 内水面漁業に関する統計

第8巻 流通加工業に関する統計（全国、都道府県、市区町村編）

第9巻 流通加工業に関する統計（漁業地区編）

THE 2018 CENSUS OF FISHERIES（英文統計）

### Ⅴ お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 漁業センサス統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3660

（直通）03-3502-8467

FAX：03-5511-7282

※ 当調査に関する御意見・御要望は、上記問い合わせ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】